

# ○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

改 正 後

## （運送引受書の交付）

第七条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一・四 （略）

五 運転者、車掌その他の乗務員（第十五条の二第一項に規定する特定自動運行保安員（以下この号において「特定自動運行保安員」という。）を除く。第四十九条第一項及び第三項において同じ。）及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）の休憩地點及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地點（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七・八 （略）  
2・3 （略）

## （運送の引受け及び継続の拒絶）

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一 第十五条の二第七項又は第四十九条第四項の規定による制止又は指示に従わない者

二・五 （略）

（特定自動運行保安員の業務等）  
第十五条の二 特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和二十

改 正 前

## （運送引受書の交付）

第七条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一・四 （略）

五 乗務員の休憩地點及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六 乗務員の運転又は業務の交替の地點（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七・八 （略）  
2・3 （略）

## （運送の引受け及び継続の拒絶）

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一 第四十九条第四項の規定による制止又は指示に従わない者

二・五 （略）

（新設）

六年運輸省令第七十五号）第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下同じ。」を行おうとする旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の特定自動運行保安員（特定自動運行旅客運送の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、旅客自動車運送事業の用に供する特定自動運動運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいなれば、特定自動運行事業用自動車を旅客の運送の用に供してはならない。

一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。

二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 緊急を要する場合において旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び特定自動運行事業用自動車を停止させることができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の二十九に規定する遠隔監視装置（以下この条において単に「遠隔監視装置」という。）その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

3 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、前項、第二十条、第二十一条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるように、必要な体制を整備しなければならない。

特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、特定自動運行保安員に対し、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条各号に掲げる事項を実施させなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてさせなければならない。

5 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に、次に掲げる行為をさせてはならない。

一 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する特定自動運行事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて業務に従事すること。

三 特定自動運行事業用自動車内で喫煙すること。

6 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の特定自動運行保安員に、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をさせてはならない。

一 運行時刻前に発車すること。

二 旅客の現在する自動車の走行中に職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をすること。

7 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、旅客が特定自動運行事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、特定自動運行保安員に対しこれを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び特定自動運行事業用自動車内の秩序を維持するよう努めさせなければならない。

8 旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- 
- 一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全に業務を行ふことができないおそれがあるときがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 三 車運送事業者に申し出ること。
  - 四 特定自動運行事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全に業務を継続することができないおそれがあるときは、その旨を旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 五 坂路において特定自動運行事業用自動車（遠隔から業務を行う場合にあつては、遠隔監視装置）から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
  - 六 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとり、旅客自動車運送事業者に報告すること。
  - 七 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。
  - 八 発車音を吹鳴する場合は、旅客の安全及び特定自動運行事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗車口の扉を閉じた後、当該特定自動運行事業用自動車を発車させる前に行うこと。
  - 九 乗降口の扉が閉じたことを確認した後に特定自動運行事業用自動車を発車させること。
  - 十 業務を終了したときは、交替する特定自動運行保安員に対し、業務中の特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、その業務に従事する特定自動運行保安員は、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置そ
-

の他の重要な部分の機能について点検をすること。

- 十一 乗務中は、第三十七条第六項の保安員証を表示し、又は特定自動運行事業用自動車内に掲示し、及び乗務を終了した場合には、当該保安員証を返還すること。

- 十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

- 9 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、発車の直前に安全の確認ができた場合を除き、特定自動運行事業用自動車（乗車定員十人以上のものに限る。）の特定自動運行保安員に対し、警音器を吹鳴させなければならない。

- 10 特定自動運行旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は業務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、特定自動運行保安員に対し、回送板を掲出させなければならぬ。

- 11 特定自動運行旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、前項の場合以外の場合には、特定自動運行保安員に回送板を掲出させてはならない。

（異常気象時等における措置）

- 第二十条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

（異常気象時等における措置）

- 第二十条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

（過労防止等）

- 第二十一条（略）

- 2 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が有効に利用することができるよう、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な

- （過労防止等）

- 第二十一条（略）

- 2 旅客自動車運送事業者は、乗務員が有効に利用することができるよう、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な

な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員等が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理に管理し、及び保守しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、運転者に第一項の告示で定める基準による一日の勤務時間中に当該運転者の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該運転者が有効に利用することができるよう、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

5 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができるようおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

(略)

7 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を継続し、又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求めて報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全

場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、乗務員に第一項の告示で定める基準による一日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるよう、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができるようおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(略)

7 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

(点呼等)

第二十四条 旅客自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求めて報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全

第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求めて確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。ただし、輸送の安全及び旅

を確保するために必要な指示を与えるなければならない。

一  
(略)

- 二 運転者に対する酒気帯びの有無  
三 運転者に対する疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無  
四 特定自動運行保安員に対する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対し、対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあつては、当該運転者等が交替した運転者等に対し、当該運転者等が交替した運転者等に対する報告を求める。第五条の二第八項第十号又は第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

一

- て、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に對して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めるなければならない。ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 3  
一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対しても該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、次各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。

(新設)

- 3 た機器による点呼を行うことができる。

一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行ふ事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において報告を求める、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与える。

二 運転者に対する疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により完全な運転をすることができないおそれの有無

(略)

5 4 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 点呼を行つた者及び点呼を受けた運転者等の氏名

二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三・五 (略)

(業務記録)

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者等の氏名

二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示

三 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

四 業務を交替した場合は、その地点及び日時

五・六 (略)

七 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故（第二十六条の二及び第三十七条第一項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車（乗車定員十人以上のものに限る。）に

(新設)

(略)

5 4 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 点呼を行つた者及び点呼を受けた運転者の氏名

二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三・五 (略)

(乗務記録)

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者名

二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 運転を交替した場合は、その地点及び日時

五・六 (略)

七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故（第二十六条の二及び第三十七条第一項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 乗務した事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）に

一人以上のものに限る。)に車掌が乗務した場合は、その車掌名

九 (略)

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間並びに運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して一年間保存しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり業務の交替がない場合に限る。)は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間)保存しなければならない。

(運行記録計による記録)

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合(路線定期運行又は路線不定期運行を行なう一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事

車掌が乗務した場合は、その車掌名

九 (略)

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間並びに乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して一年間保存しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり運転の交替がない場合に限る。)は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間)保存しなければならない。

(運行記録計による記録)

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合(路線定期運行又は路線不定期運行を行なう一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事

車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者(当該許可を受ける個人のみが自動車を運行することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)を除く。)は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合(事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者の記録を運転者等ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 (略)

(事故の記録)

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

- 一 乗務員等の氏名
- 二～四 (略)
- 五 事故の当事者(乗務員等を除く。)の氏名
- 六～八 (略)

(運行基準図等)

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運行基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事

業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者(当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)を除く。)は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する事業用自動車の運転者が乗務した場合(事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 (略)

(事故の記録)

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

- 一 乗務員の氏名
- 二～四 (略)
- 五 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名
- 六～八 (略)

(運転基準図等)

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事

業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をしなければならない。

一 (略)

二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、  
標準の運行時分及び平均速度

三(五) (略)

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者等に携行させなければならない。

(運行指示書による指示等)

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

一 (略)

二 乗務員等の氏名

三(五) (略)

六 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

七 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

八(十) (略)

2 (略)

(運転者の選任等)

第三十五条 (略)

第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条

業用自動車の運転者に対し、適切な指導をしなければならない。

一 (略)

二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、  
標準の運転時分及び平均速度

三(五) (略)

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者に携行させなければならない。

(運行指示書による指示等)

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に對し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

一 (略)

二 乗務員の氏名

三(五) (略)

六 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

七 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

八(十) (略)

2 (略)

(運転者の選任)

第三十五条 (略)

第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下

第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。)は、次の各号の一に該当するいづれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。

一 (四) (略)

2 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。)は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項(新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項)について、雇入れ後少なくとも十日間の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。

一 (四) (略)

2 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。)は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十九条に規定する事項(新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項)について、雇入れ後少なくとも十日間の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。

(乗務員等台帳並びに乗務員証及び保安員証)

第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一 (二) (略)

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対しても、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

六 (イ)ハ (略)

(乗務員台帳及び乗務員証)

第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一 (二) (略)

三 運転者の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

五 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

六 (イ)ハ (略)

次条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号の一に該当する者を前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。

七 事故を引き起こした場合は、その概要

八 運転者に対しても、道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

七 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要  
(新設)

九 運転者等の健康状態  
十 性診断の受診の状況

十一 乗務員等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真(一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等については、縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大ささの写真)

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員等台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一〇四 (略)

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他理由により運転者でなくなつた場合は、直ちに、当該運

転者に係る前項の乗務員証に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを一年間保存しなければならない。

5 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員が転任、退職その他理由により特定自動運行保安員でなくなつた場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の乗務員等台帳に特定自動運行保安員でなくなつた年月日及び理由を記載

八 運転者の健康状態  
九 次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 乗務員台帳の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真(一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者にあつては、縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大ささの写真)

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一〇四 (略)

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他理由により運転者でなくなつた場合は、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員証に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これらを一年間保存しなければならない。

(新設)



**第三十九条** 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に對し、営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に對する応接に関する必要な事項について適切な指導監督を怠つてはならない。

(安全及び服務のための規律)

**第四十一条** 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

(事業用自動車内の掲示)

**第四十二条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員等の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

2 (略)

(運行管理者の業務)

**第四十八条** 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 (略)

二 (略) 特定自動運行事業用自動車による運送を行おうとする場合にあつては、第十五条の二第二項の規定により特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又は遠隔からその業務を行わせること。

二 (略)

三 第二十二条第四項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

四 第二十二条第四項の乗務員等の健康状態の把握に努め、第二十二条第五項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

五 第二十二条第五項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

六 事業用自動車の運転者等に對し、第二十四条の点呼を行い、報告を

**第三十九条** 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に對し、営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に對する応接に関する必要な事項について適切な指導監督を怠つてはならない。

(安全及び服務のための規律)

**第四十一条** 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

(事業用自動車内の掲示)

**第四十二条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

2 (略)

(運行管理者の業務)

**第四十八条** 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 第二十二条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四 第二十二条第五項の乗務員等の健康状態の把握に努め、第二十二条第五項の乗務員等を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十二条第五項の乗務員等を事業用自動車に乗務させないこと。

六 事業用自動車の運転者等に對し、第二十四条の点呼を行い、報告を

を求める、確認を行い、指示を与える、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対しても使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

七 事業用自動車の運転者等に対し、第二十五条の記録をさせ、及びその記録を保存すること。

八・九の二 (略)

十 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運行基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をすること。

十一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者等に携行させること。

十二 (略)

十三 第二の二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十四 第三十五条の規定により選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者(特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、第十五条の二第一項の規定により選任された特定自動運行保安員)以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

十五 第三十七条の乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十六 特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させる場合には、第三十七条第六項の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示し、及びその者が乗務を終了した場合には、当該保安員証を保管しておくこと。

十七 事業用自動車の乗務員等に対し、第三十八条(第六項を除く。)

求め、確認を行い、指示を与える、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

七 事業用自動車の運転者に対し、第二十五条の記録をさせ、及びその記録を保存すること。

八・九の二 (略)

十 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運転基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をすること。

十一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者等に携行させること。

十二 (略)

十二の二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十三 第三十五条の規定により選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者(特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、第十五条の二第一項の規定により選任された特定自動運行保安員)以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

十四 第三十七条の乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十五 (新設)

十六 事業用自動車の乗務員に対し、第三十八条(第五項を除く。)

）の指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項の記録及び保存を行うこと。

十七の二（二十一）

（略）

- 2 前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第二十号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 （略）

（乗務員）

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 事業用自動車内で喫煙すること。

（略）

4 3 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

（運転者）

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

の指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項の記録及び保存を行うこと。

十六の二（二十）

（略）

- 2 前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第十九号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 （略）

（乗務員）

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること。

（略）

4 3 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

（運転者）

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～三の二 (略)

三の三 事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他  
の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき  
は、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 事業用自動車の運行中に当該自動車の重大な故障を発見し、又は  
重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行  
を中止すること。

五～七 (略)

八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の事業用  
自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合にお  
いて、乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置  
その他の重要な部分の機能について点検をすること。

九・十 (略)  
2～11 (略)

(禁止行為)

第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、  
自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内  
において、次に掲げる行為（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用  
自動車を利用する旅客につては、第五号に掲げる行為を除く。）を  
してはならない。

一・二 (略)

三 自動車の操縦装置、制動装置その他運行に必要な機械装置に手を  
触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装  
置を操作すること。

四～六 (略)

七 第四十九条第四項（特定自動車運行事業用自動車を利用する旅客に  
あつては、第十五条の二第七項）の規定による制止又は指示に反す  
ること。

八 (略)

一～三の二 (略)

三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他  
の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき  
は、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 旅客の現在する事業用自動車の運行中当該自動車の重大な故障を  
発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、  
直ちに、運行を中止すること。

五～七 (略)

八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の  
自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合にお  
いて、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他  
の重要な部分の機能について点検をすること。

九・十 (略)  
2～11 (略)

(禁止行為)

第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、  
自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内  
において、次に掲げる行為（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用  
自動車を利用する旅客につては、第五号に掲げる行為を除く。）を  
してはならない。

一・二 (略)

三 自動車の操縦装置、制動装置その他運転に必要な機械装置に手を  
触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装  
置を操作すること。

四～六 (略)

七 第四十九条第四項の規定による制止又は指示に反すこと。

八 (略)

(書類の管理)

第六十九条 旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

(書類の管理)

第六十九条 旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

# ○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十一号）

改 正 後

## （過労運転等の防止）

第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動運行保安員（特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の運行の安全の確保に関する業務を行なう者をいう。以下同じ。）を常時選任しておかなければならぬ。

2 前項の規定により選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）が有効に利用することができるよう、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 （略）

5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帶びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

改 正 前

## （過労運転の防止）

第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならぬ。

2 前項の規定により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）が有効に利用することができるよう、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

7 (略)

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

- 一 主な地点間の運転時分及び平均速度
- 二 乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び時間
- 三 (略)

(特定自動運行保安員の業務等)

第三条の二 貨物自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定自動運行事業用自動車を貨物の運送の用に供してはならない。

- 一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又はこれと同等の措置を行うこと。
- 二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定自動運行事業用自動車に積載された貨物の状況を確認することができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の二十九に規定する遠隔監視装置その他装備を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、前項その他

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

7 (略)

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

- 一 主な地点間の運転時分及び平均速度
- 二 乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間
- 三 (略)

(新設)

輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、必要な体制を整備しなければならない。

3 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の業務について、

次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びて業務に従事しないこと。

二 過積載をした特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事しないこと。

三 特定自動運行事業用自動車に貨物を積載するときは、第五条に定めるところにより積載すること。

四 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

4 貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該特定自動運行事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四 業務を終了して他の特定自動運行保安員と交替するときは、交換する特定自動運行保安員に対し、当該業務に係る特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

五 他の特定自動運行保安員と交替して業務を開始しようとすることは、当該他の特定自動運行保安員から前号の規定による通告を受け、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検すること。

(点検整備)

第三条の三 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 （略）

第三条の四・第三条の五 （略）

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。

一・二 （略）

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

(点検整備)

第三条の二 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 （略）

第三条の三・第三条の四 （略）

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠つてはならない。

一・二 （略）

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとするとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他）法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

一 運転者に対しても、酒気帯びの有無

二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすること

全な運転をすることができないおそれの有無

三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点

検の実施又はその確認

四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認

2

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあつては、当該運転者等が交替した運転者等に対し行つた第三条の二第四項第四号又は第十七条第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

3

貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4

（略）

5

貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ご

一 酒気帯びの有無

二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすること

ができないおそれの有無

三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

（新設）

2

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3

貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない（乗務を行ふ運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4

（略）

貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ご

ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 点呼を行つた者及び点呼を受けた運転者等の氏名

二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 (略)

#### (業務の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行つた運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者等の氏名

二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

四 業務を交替した場合にあつては、その地点及び日時

(略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあつては、次に掲げる事項

イ (ハ) (略)

七 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)

一又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保

とに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 点呼を行つた者及び点呼を受けた運転者の氏名

二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 (略)

#### (乗務等の記録)

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行つた運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 運転者等の氏名

二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 運転を交替した場合にあつては、その地点及び日時

(略)

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項

イ (ハ) (略)

七 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

八 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保

安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（運行記録計による記録）

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一（略）

（事故の記録）

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員等の氏名

二（略）

五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名

六（略）

（運行指示書による指示等）

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一（略）

基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（運行記録計による記録）

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一（略）

（事故の記録）

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員の氏名

二（略）

五 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

六（略）

（運行指示書による指示等）

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一（略）

二 乗務員等の氏名

三・四 (略)

五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間 (休憩がある場合に限る。)

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点 (運転又は業務の交替がある場合に限る。)

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなつた場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならぬ。

4 (略)

(運転者等台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対する道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

二 乗務員の氏名

三・四 (略)

五 乗務員の休憩地点及び休憩時間 (休憩がある場合に限る。)

六 乗務員の運転又は業務の交替の地点 (運転又は業務の交替がある場合に限る。)

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなつた場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 (略)

(運転者台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

事項

イ・ハ (略)

六 事故を引き起こした場合は、その概要

七 道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、

その概要

八 運転者等の健康状態

九 運転者に対しても、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなつた場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導及び監督)

第十二条 (略)

(略)

3 2 貨物自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するため遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。

この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

事項

イ・ハ (略)

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

(新設)

七 運転者の健康状態

八 第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

九 運転者台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(従業員に対する指導及び監督)

第十二条 (略)

(新設)

(従業員に対する指導及び監督)

第十二条 (略)

(新設)

4|| 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。

5|| (略)

(異常気象時等における措置)

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

第十六条 貨物自動車運送事業者の運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(第三十四条において「乗務員」という。)は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～二 (略)

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第一項から第三項までの規定に

3|| 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。

4|| (略)

(異常気象時等における措置)

第十二条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～四 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～二 (略)

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定に

より貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告すること。

三の二 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四〇八 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者（特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員）として選任された者以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員等の健康状態の把握に努め、同項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

五 (略)

五の二 特定自動運行事業用自動車による運送を行おうとする場合にあつては、第三条の二第一項の規定により特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、若しくはこれと同等の措置を行ひ、又は遠隔からその業務を行わせること。

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者等に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与える、並びに記録し、及びその記録を保存

により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告すること。  
(新設)

四〇八 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与える、並びに記録し、及びその記録を保存

存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十・十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条（第五項を除く。）の規定により、乗務員等に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項による記録及び保存を行うこと。

十四の二・十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、事業用自動車の運行の業務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)

し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十・十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条（第四項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項による記録及び保存を行うこと。

十四の二・十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、乗務員に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)